

フロムワンとお取引頂きましたユーザーさまにお届けするニュースレター

発刊者(有)フロムワン

川口市戸塚1-4-29-1F

TEL 048-291-2240

FAX 048-291-2242



代表 山本 達也

取り扱い業務

FAX/複合機

パソコン等周辺機器

業務用IP電話システム

電話工事/LAN工事

インターネット環境のコンサルティング

「1から」通信

発行部数 440部 平成27年秋号(41号)

気持ちの良い季節になりましたね。

フロムワン山本です。

秋といえば、運動会。

運動会といえば、最大のお楽しみの一つがもちろん、お弁当！

青空の下シートを広げ、お隣のお弁当を「予見」しながら、

みんなで頂くお弁当、サイコーですよ。

六年生の娘にとっては小学校生活最後の運動会。

今年はいつもの以上に、たのしみ♪と、なぜか私が

張り切っております。

・・・が、です！なんと今年から、

児童たち全員、家族とは別に分かれて、

各教室で食事をする規則に

なってしまうので・・・。

えっ、そ、そんなあゝ(泣)

秋晴れの空に、うろこ雲たちが

形を変えて消えてゆきます・・・。

私にはその雲たちが、卵焼き、

ソーセージ、唐揚げに見えたのは言うまでもありません。

それでも、今も昔も変わらない「赤勝てー白勝てー」の

子供たちの必死な声援は、今年も幼い頃のちよっと甘酸っぱい思い出を

お弁当の代わりに味わせてくれました。

それでは、秋号お付き合いください。



お役立ち情報

(マイナンバーのセキュリティ対策について)



国民全員には12桁、法人には13桁の番号が発行され、来年以降運用が開始されることになっているマイナンバー制度。今月からいよいよ通知が始まりました・・・。

このマイナンバー

行政の効率化、国民の利便性、公正・公平な社会が目的とされ、社会保障、税、災害対策の分野で利用される、となっておりますが、正直なところ、なんだかよくわからない部分が多くありますよね。とはいっても、我々民間の事業者も規模の大小にかかわらず、源泉徴収・社会保険など、何らかの対応が必ず必要になることは避けようがありません。

今後まず事業者としては、従業員と扶養家族の個人番号の収集業務が発生することになります。



それだけでも余計な(?)業務が発生するのですが、問題はその収集した従業員やその家族の「個人情報の適切な管理」も事業者側に責任があるということなんです。そこで今回からは、マイナンバーを取り扱う事業者の観点から【マイナンバーのセキュリティ対策について】をお伝えしてみたいと思います。

● 取り扱いには厳重な注意が必要。違反者には刑罰も

このマイナンバー制度には、積極的に賛成でなかった方々もいらっしゃると思いますが、もはやそうも言っていただけません。情報管理の責任があるということは、反した場合、罰もあるということです。

マイナンバーを扱う上での基本ルールは「他人/他者にむやみに提供してはならない」というものですが、マイナンバーは、個人情報の中でも利用制限が特に厳しく、なおかつ秘匿性の高い情報とされます。もちろん、不正入手は許されず、他人(従業員)のマイナンバーを取り扱う者(企業・事業者)がマイナンバーが記録された個人情報を不当に他者に提供することも、現行の個人情報保護法以上に厳しい罰則の対象となるのです。

「マイナンバー利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報を(他者に)提供」した場合「4年以下の懲役、または200万円以下の罰金またはその両方」となっており、これは個人情報保護法における同類の違反者に対する刑罰と比べて2倍重い・・・らしいです。

そう考えると、個人の場合の関心は自分の情報が漏れてしまった場合のリスク、になると思いますが、我々情報を取り扱う事業者の場合は、収集した個人情報をどのように管理するか?の意識がどうしても必要となります。管理の方法としては、主に

- ① 紙(書類)での、保管・管理
- ② パソコンでの、保管・管理
- ③ 第三者への、管理業務委託



3つの方法となると思いますが、このニュースレターでは、②のパソコンでの保管・管理についてのセキュリティについて考えてみたいと思います。

●UTMによるセキュリティ対策

UTM? 【Unified Threat Management】総合脅威管理の略で・・・云々、は置いとしまして、簡単に言います！

社内のパソコン達の大元に、箱(**UTM**)を置くことでネットワークを使った外部からの脅威に備えるための設備です。

ウイルス対策・侵入検知・防止を目的としており

- カード番号が盗まれる。
- 電子メールが盗み見られる。
- 機密情報や顧客情報などの重要データが漏えい。
- Webページが改ざんされる。



など、主に様々なインターネット経由のトラブルに備えるものです。社内のPCに保存されたマイナンバー情報は、紙に書いた情報と違い、不正にアクセスされた場合第三者に盗み見られる可能性があります。

マイナンバー管理に特化した商品ではありませんが、それも含めて対策が可能なのがこの**UTM**なのです。

マイナンバー制度ガイドラインは、

「事業者は、特定個人情報等の適正な取り扱いのために次に掲げる技術的安全管理措置を講じなければならない」として、

「情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから**保護する仕組み**を導入し適切に運用する」としています。

UTMは商品の特性上、この「**保護する仕組み**」に該当します。

語弊があると申し訳ないのですが、万が一トラブルがあった場合でも、企業側としては決して無対策であったのではなく、ガイドラインに沿った対策を講じていた、ということにもなり、実際の効用+アルファ「**コストや運用管理の負担が少ない**」という点からも中小規模の事業者中心にマイナンバー制度をきっかけとして、導入される事業所が増えています。

ということで、**UTM**の詳細については、次回も詳しくご紹介してゆきますので楽しみに。

マイナンバー特需。とよく言われます、私としてはなにか違和感を感じてしまう言葉なのですが・・・。

実際の運用が始まるのは来年からなので、もちろん事務方などの絶対必要な対策は欠かせないでしょう。今回ご紹介したような関連対策も、早めの準備に越したことはないでしょう。

しかし、必要以上にユーザーの焦燥感をあおって、明らかに過剰なサービスを提供しようと躍起になっている業者も多いのも事実です。

来年までに絶対必要な対策は別として、それ以外の関連対策については過剰な投資にならないよう若干時間がかかっても、自社に適したものかどうか判断したいものですね。



(参考：月々1万～2万円程度。
PC10台～50台程度規模)

おすすめ本



<気分爽快！身体革命>

著者 伊藤 昇



昨年の秋号で「顎を引けば身体が変わる」をご紹介し、今後身体シリーズを…と予告させていただいてからちょうど丸1年。・・・すみません（汗）

お待たせしました！そこで今回は満を持して？ジャジャーン（汗）
身体シリーズ第2回、「身体革命」をご紹介します。

著者は現在は残念ながら亡くなっていますが、あの坂東玉三郎も身体操作について師事していたという、伊藤昇氏。

本来どんな複雑な身体運動も、もとを正せば

①縮める・伸ばす ②丸める・伸ばす ③捻る

のたった3つの簡単な動作で成り立っており、この3つの精度を上げることで体の不調の改善や、本来の身体能力の向上が図れますよ、という内容です。

この手の本にありがちな、専門用語や理論は一切ありません。
豊富な写真やイラスト付きで、一般のおじいちゃん、おばあちゃん、子供でも実践可能な親切で易しい、身体操作の手引書となっています。

大きくなってあれやこれや、難しい動作を身に着けようとするのではなく子供のころから、シンプルな理にかなった動作を習慣にしてゆく。

運動家の方にとっては、物足りなく感じるかもしれませんが、もともとは知る人ぞ知る武術家であった伊藤氏の著作です。運動家にはあまりにも当たり前すぎて見落としてしまっているシンプルな身体操作の中にこそ、実は「極意」があるのかも？

【編集後記】

「お父さん、相談にのってほしいんだけど・・・」
運動会の数日前、仕事中に突然、息子がケータイに涙声で電話をかけてきました。

聞くと、運動が苦手な息子。組体操やリレーの練習中、ついていけないことで、クラスの友達にかなりキツイことを言われている様子。

一瞬身体がカーッと、熱くなりましたが、できるだけ相手の友達を非難しないよう、余計息子を凹ませないよう、いろいろと話をして電話を切りました。

帰宅した時には、もういつも通りのおふざけ坊主でホッとしましたが、就寝前にちょっと照れくさそうに「お父さん、今日は相談にのってくれてありがとう」と言って2階に上がって行きました。

その時は、「おう」としか言ってやれませんでしたけど・・・なんだか大丈夫そうです。
息子には申し訳ないけど、男親に隠さず相談してくれたことは、正直ちょっと嬉しくもありました。

まあ、いろいろあるよな、男同志ガンバろうぜ！とか言ってるうちに、今年も残り3か月・・・マジで、トーチャンがんばれよな！ハイ！

それでは次号、新春号で！